

銀年

銀座でわかる年俸

情報(第20号)

役員報酬の変更と月額変更届



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

表紙写真：木苺（岩国市錦町）。子供の頃の味は変わらない。



役員報酬の変更と月額変更届

1 年金受給直前における標準報酬の大幅増

3月決算の会社は多くみられ、役員報酬が変更される時期でもあります。年金相談を担当しておりますと、老齢厚生年金の受給が近い社長から、「自己の役員報酬を今から倍にしたら老齢厚生年金額は増えるか」との年金相談に相成ります。

答えは、「はい」です。ただし、老齢厚生年金額の計算は、若いときからの全期間の標準報酬を平均して計算（平均標準報酬）するため、最後の数年間について標準報酬月額が倍になったところで、たいしたことはありません。制度は人生に公平な設計となっています。

2 定期同額給与

年金事務所に対しては、役員報酬の増減を気軽に言えるとしても、税務署にはこれがあてはまりません。

以下、専門外の事項であることから、解説ではなく、年金制度との対比として引用する程度で、実務は税理士にお尋ねください。

法人税法第34条に役員給与の損金不算入という規定があり、気軽に役員報酬を増減すると、実際に役員報酬を支払ったとしても損金不算入となる規定です。もう少し正確にいうと、定期同額給与でなければ損金算入しないと表記になり、定期同額給与とは、役員に対して支払いする、毎月、同金額の給与のことです。

何故、このような規定があるか考察すれば、本年度は売上の大幅増に伴い、利益も大幅に増加するため、役員報酬を増額して意図的に法人税額を下げようとする、逆に、役員報酬を減額して役員報酬にかかる個人所得税の負担を免れようとするのを防止することにあると考えられます。

意図的な税負担の増減を未許さない規定といえ、長期の老齢厚生年金には影響がなく、短期の法人税・所得税には影響があり、所変われば品変わるというわけです。

3 役員報酬の決定

次に、会社法では、取締役の報酬は、株主総会の決議によって定めることが原則です（同法第361条）。

そして、株主総会において、取締役の事前確定型の報酬の総額の最高限度額を定め、各取締役に対する配分額の決定を取締役会の決定に委ねることが多いことが実態です。株主総会の決議によって取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は、会社と取締役間の契約内容となり、契約当事者である会社と取締役の双方を拘束するため、その後、株主総会が当該取締役の報酬につきこれを無報酬とする旨の決議をしたとしても、当該取締役は、これに同意しない限り、右報酬の請求権を失いません（最二判平4.12.18民集46-9-3006）。

このように、役員報酬は株主総会で決められ、また、取締役が同意すれば減額が

できるのであり、それは当然、合法です。

ただし、法人税法上は、定期同額給与でなければ課税するとの強い規制が加えられるため、役員報酬の実態は、定期同額給与になるよう決められていると言ってよいでしょう。そこで、役員報酬(定期同額給与)の実務は、事業年度開始日から3か月以内の時点で変更し、それ以外では変更できないという、専ら法人税法上の理屈によって処理されることとなります。

株式会社は、その所有者である株主が取締役を選任し、取締役が経営の意思決定と執行をする形態です(所有と経営の分離)。しかし、中小の株式会社では、株主＝取締役との構図が多く、実質的には所有と経営の分離がされておらず、そうすると役員報酬は、自在に変更できません。役員報酬は、会社自治として自由に決められても、税法は制限を加えており、税が会社経営に口出しをしている側面があります。

4 標準報酬月額の設定

社会保険に話を戻すと、景気が悪いため取締役の報酬を下げざるを得ないとして、年度途中に実際に下げた場合、会社法上は、当該取締役の同意があれば減額できます。その結果、継続した3か月間の平均額が従前の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて2等級以上差が生じたときは月額変更届によって標準報酬が改定されます。法人税法上の取扱いはまったく関係がなく、上記要件備わっていると届出が必要です。

なお、経営の状況の著しい悪化に類する理由(法人税法通達9-2-13)があるときは、損金算入が可能で一律に駄目というものではないようです。

5 感想

当方は、41年余にわたって社会保険庁・日本年金機構に勤務してきました。事業所調査などで、多くの事業所の方とお話しをさせていただく機会があり、そこでは共通した認識がありました。

税金は「取られる」もの、社会保険料は「掛ける」ものとの違いが一つ。もう一つは、税制に不満があったとしてもその必要性は肯定されており、でも「俺からは取るなよ」が本音です。

このように、取られる、俺からは取るなよ、との構図から法人税法第34条があるといえるのでしょうか。

しかし、法人であれ個人であれ、儲けて、納税するようであればいけません。社会保険料を掛けて、税金を取られるように努力いたしましょう。

当法人では、ハラスメント無料診断に取り組んでおり、また、社会保険手続き無料診断も開始しました。是非ご利用ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp